

「自然公園法第22条第3項第2号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件（霧島錦江湾国立公園及び屋久島国立公園）」(環境省告示)意見の募集(パブリックコメント)の結果について

1. 意見募集の概要

「自然公園法第22条第3項第2号の規定に基づき、環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する動植物を定める件（霧島錦江湾国立公園及び屋久島国立公園）」について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

募集期間

平成24年1月30日（月）～2月28日（火）

意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 提出された意見数 0件

3. 今後の予定

平成24年3月 官報告示